伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準

（趣旨）

第１条　この審査基準は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１５に規定する家庭的保育事業等について、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊勢原市条例第１６号。以下「条例」という。）、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２７年伊勢原市規則第１７号）及びその他関係法令に定めるもののほか、法３４条の１５第２項の規定に基づき伊勢原市長が設置を認可する際に必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

（保育の内容等）

第２条　家庭的保育事業者等は、保育の内容に関し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所保育指針」という。）に準じ、次に定める計画等が策定されていること。

(1)　保育課程及び指導計画

(2)　入所児童の健康増進に関する保健計画

(3)　保育士、保育従事者及び家庭的保育者並びに家庭的保育事業所等の自己評価の実施に関する計画

（保護者との連絡）

第３条　家庭的保育事業者等は、保護者と密接な連絡について、保育所保育指針に準じ、その方法、頻度等が定められていること。

（非常災害対策）

第４条　条例第７条に規定する非常災害に関する具体的計画として、同条に規定する訓練その他非常災害時における家庭的保育事業等の対応を定めた計画が作成されていること。

（職員の知識及び技能の向上等）

第５条　条例第９条第２項に規定する研修の機会の確保のため、保育所保育指針に準じて、職員の研修に関する計画が作成されていること。

（検食の保存）

第６条　条例第１４条第２項に規定する食中毒の発生源特定のため、家庭的保育事業所等（居宅訪問型事業及び保育所型事業所内保育事業を除く。）で提供する食事は、調理済み食品を食品ごとに５０グラム程度ずつ清潔な容器（ビニール袋含む。）に入れ、密封し、冷凍庫で７日間以上保存すること。

（調理業務）

第７条　条例第１５条第１項の調理は、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成９年３月２４日付け衛食第８５号別添厚生省生活衛生局長通知）の例により調理し、調理のための衛生管理マニュアルが作成されていること。

２　調理業務の全部を委託しようとする場合は、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質を確保するため、保育所等における調理業務の委託について（平成１０年２月１８日児発第８６号厚生省児童家庭局長通知）の２から６までに定められた条件が遵守されていること。

（アレルギー対応）

第８条　条例第１５条第３項に規定する利用乳幼児の身体的状況を考慮したものと

して、食事の提供におけるアレルギーへの対応を定めたにマニュアルが作成されていること。

（食育の計画）

第９条　条例第１５条第５項に規定する食を営む力の育成を図るため、保育所保育指針の内容を踏まえた食育の計画が作成されていること。

（家庭的保育事業所等の設備の基準の特例）

第１０条　条例第１６条の規定により食事の搬入を行なう家庭的保育事業者等において、同条に規定する当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備とは、調理設備として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有するものであり、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、アレルギーのある児童等の対応に支障が生じない設備等であること。

（職員の健康診断）

第１１条　条例第１７条第４項に規定する職員の健康診断として、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する健康診断に準じて行うこと。

２　食事を調理及び調乳を担当する者は、前項の健康診断に加え、月に１回以上の検便検査を受けること。

（苦情への対応）

第１２条　条例第２１条第１項に規定する必要な措置として、次の事項を定めた施設の規程等が整備されていること。

(1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制

(2) 施設内における苦情解決のための手続

(3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

附　則（平成２７年３月３１日告示第５７号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。